

医療費が高額になる患者さんへ ～高額療養費制度について～

医療費の負担が重くならないよう、病院や薬局で支払った額が1ヶ月（暦月：1日～末日迄）

上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度を『高額療養費制度』といいます。

上限額は、年齢や所得に応じて定められています。（裏面をご参照ください。）

◎高額療養費制度は2種類あります。

①事後申請

病院や薬局へ支払い後に保険者へ申請することで、自己限度額との差額が還付支給されます。

②事前申請

事前に保険者へ申請し、発行された「限度額認定証」を病院へお持ちください。

これまでは

窓口での支払いを自己負担額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額認定証」の準備が必要でした。



これからはオンライン資格確認に同意すると
「限度額適用認定証」の手続きが不要になります。

★当院ではマイナンバーカード・保険証によるオンラインの資格確認を行っております。
保険証によるオンライン資格確認の際、限度額認定証については取り込みを行っておりません。
登録をご希望される場合は窓口にてお申し出をいただけますようお願い致します。
登録後は、それ以降のオンライン資格確認時には限度額認定証の情報について
患者様の同意を得たものとして対応させていただきます。
同意の撤回をご希望の場合は、保険証確認窓口までお申し出ください。

※医療保険に加入された時期や保険者によりオンライン資格確認が行えない場合があります。
※医療証につきましてはオンライン資格確認が行えません。

70歳以上の方

★75歳到達月の特例について

75歳の誕生月においては、誕生日前の医療費と誕生日後の医療費について、健康保険制度と後期高齢者医療制度でそれぞれ自己負担限度額が適用されます。両制度のいずれも本来額の**2分の1**の額が適応されます。※誕生日がその月の初日の場合は適応されません。

適用区分 / 所得		暦月の自己負担限度額 外来(個人ごと)
現役並み所得 (3割)	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般(1割・2割)		18,000円
低所得Ⅱ		※8,000円
低所得Ⅰ		※8,000円

- ・区分が現役並みⅠ及びⅡの方は保険証と合わせて限度額認定証を病院に提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。
- ・区分が一般、現役並みⅢの方は、保険証を医療機関に提示することで、自己負担限度額までのお支払いとなります。
(区分が一般、現役並みⅢの方は、限度額適用認定証は発行されません。)

※低所得者(住民税非課税世帯等)に該当する方は【限度額適用・標準負担額減額認定証】が必要です。



70歳未満の方

適用区分 / 所得		暦月の自己負担限度額
ア	年収約1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ	年収約770～1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ	年収約370～約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ	～年収約370万円	57,600円
オ	住民税非課税	35,400円

※ご加入の保険者へ申請することにより、上記の自己負担限度額になります。
『限度額認定証』を提示しない限り、病院での窓口負担は上記の金額となりませんのでご注意ください。

- 申請窓口・お問い合わせ先
→国民健康保険の方は、各市町村へ
→社会保険の方は、保険証に記載されている保険者へ



- その他ご案内
・限度額の適応は同一月、同一医療機関(入院・外来別・医科・歯科)での受診が対象です。
※海老名総合病院と海老名メディカルプラザは別医療機関となります。
・病院の窓口では、必ず「保険証」に「限度額認定証」を添えて提出してください。 2023.4作成